



2017年8月23日

各位

会社名 テクノプロ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 西尾 保 示
(コード番号: 6028 東証一部)
問合せ先 取締役 兼 CFO 佐藤 博
(TEL. 03-6385-7998)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2017年8月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を、2017年9月28日開催予定の第12回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入するものであります。

当社では、2015年9月29日開催の第10回定時株主総会におけるご承認に基づき、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することを目的とした株式報酬型ストック・オプションを、対象取締役に付与しております。本制度は、株式報酬型ストック・オプションに比して、付与当初から株式を保有することで株主の皆さまとの価値の共有を早期に促進することを目的として、株式報酬型ストック・オプションに代えて導入する制度であります。

本制度の内容については、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する当社の指名報酬諮問委員会（以下「指名報酬諮問委員会」といいます。）から、適切である旨の答申を受けております。

2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として、既存の金銭報酬額とは別枠で支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において本制度に係る報酬額の設定につき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、2014年6月30日付臨時株主総会において、当社の取締役の報酬は年額400百万円以内（なお、役員賞与は含まれますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。以下「既存報酬等」といいます。）とすること、また、2015年9月29日開催の第10回定時株主総会において、既存報酬等とは別枠にて対象取締役にに対し年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることをご承認いただき、今日に至っておりますが、本制度が導入されることを条件に、既に付与済みのものを除き、対象取締役に對する株式報酬型ストック・オプションは廃止することとし、今後対象取締役に對し株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は3年間から5年間のうち取締役会が定める期間としております。各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式が発行される各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以

下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

(ご参考)

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により導入し、当社の普通株式を発行または処分する予定です。

以上